平成２８年（フ）第６８８５号
東京都品川区中延４丁目８－３－101
債務者　伊藤　信次
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５７号
静岡県藤枝市時ケ谷1222番地の５
債務者　大石　直里
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８７４号
東京都八王子市緑町65番地45ワコーハイツ102号
債務者　葛西　直翔
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６号
島根県隠岐郡隠岐の島町城北町249番地
債務者　高村　　浩
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午後１時
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２８年（フ）第７号
島根県隠岐郡隠岐の島町城北町249番地
債務者　高村　良美
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午後１時
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２８年（フ）第４１３号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町146番地４
債務者　眞関　晴行
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４９５号
静岡県焼津市大村２丁目21番地の９　大村公会堂内、旧住所静岡県焼津市焼津６丁目５番９号
債務者　鈴木　良信
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８０６号
東京都町田市原町田２丁目７番23号グリーンパレス町田701
債務者　青山幸子こと　崔　　幸子
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月７日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７７号
栃木県栃木市大平町富田968番地１　１－７号室
債務者　小林　良美
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午前10時15分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第８７０号
東京都小平市喜平町３丁目３番12―107号
債務者　渡部　郁子
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８８４号
東京都八王子市大和田町４丁目５番４号グローイングシティ大和田313号
債務者　山本　　舞
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９４９号
東京都府中市西府町２丁目33番地の６ＳＴコーポ206
債務者　石上美枝子
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１７３９号
横浜市保土ケ谷区天王町２丁目42番地13　天王町ビーンズマンション302号
債務者　中橋　昭子
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９１１号
横浜市青葉区美しが丘４丁目53番地17　ＭＭマンション１Ａ
債務者　飯塚　　規
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９２６号
神奈川県茅ヶ崎市堤54番地２　やわたハイツＢ－102
債務者　山下　信夫
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部